

保証・融資の優遇措置

中小企業に対する融資の制度はいろいろありますが、経営革新計画の承認を受けると、主に次の4つの保証・融資の優遇措置があります。

- (1) 信用保証の特例
- (2) 政府系金融機関による低利融資制度
- (3) 高度化融資制度
- (4) 小規模企業設備資金貸付制度の特例

(1) 信用保証の特例

「信用保証の特例」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等については、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げがあります。

対象者→経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容 ①普通保証等の別枠設定

「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。

限度額	通常	+	別枠
普通保証	2億円		2億円(組合は4億円)
無担保保証	8,000万円		8,000万円
無担保無保証人保証	1,250万円		1,250万円

支援内容 ②新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、付保限度額を引き上げています。

通常 2億円 → **3億円** 組合 4億円 → **6億円**

(2) 政府系金融機関による低利融資制度

政府系中小企業金融機関は政府の施策を金融面から推進する機関で、一般に「国民生活金融公庫」、「中小企業金融公庫」、「商工組合中央金庫」の3つの機関があります。ここでは、中小企業者に対して事業に必要な資金を低利・長期・固定で融資しています。経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特別貸付が受けられます。

対象者→経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

貸付限度額(別枠設定)	
中小企業金融公庫 商工組合中央金庫	設備資金 7.2億円(うち運転資金 2.5億円)
国民生活金融公庫	設備資金 7.2千万円(うち運転資金 4.8千万円)
貸付利率	
特別利率③(ただし、2.7億円を超えた金額及び土地取得資金は、基準利率)	
貸付期間	
設備資金	原則15年、実情に応じ20年(うち据置期間2年)
運転資金	原則5年、実情に応じ7年(うち据置期間1年、実情に応じ3年)
中小企業金融公庫 担保及び保証人特例(別途、リスクプレミアムが加算)	
全担保免除の特例	一取引先当たり上限5千万円
一部担保免除の特例	本貸付制度当たり融資額の3/4まで、上限8千万円
本人保証免除の特例	融資額全額
商工組合中央金庫 担保及び保証人特例(別途、リスクプレミアムが加算)	
担保免除の特例	本貸付制度当たり上限8千万円(8千万円の範囲内において、当該申込者の状況に応じて、全担保免除から一部担保免除まで適用)
本人保証免除の特例	融資額全額
国民生活金融公庫 担保及び保証人特例(別途、リスクプレミアムが加算)	
第三者保証人 徴収免除の特例	一取引先当たり上限2千万円(2千万円の範囲内において、当該申請者の家族・従業員等の保証のみで、第三者保証は免除)

(注) 組合については、別途お問い合わせください。